

議会議務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

議会議務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令
議会議務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>議会議務局の職員で<u>吏員その他の職員</u>に併任されているものが処理すべき事務に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、議会議務局の職員で<u>吏員その他の職員</u>に併任されているもの（以下「併任職員」という。）が処理すべき知事の権限に属する事務（以下「事務」という。）の範囲並びにその事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議会議務局長専決事項)</p> <p>第 5 条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 1 件の評価額 7,000 万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1 件 7,000 万円以上で、かつ、2 万平方メートルのもの以外のもの）の処分に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>陳情等をしようとする者の人数、面会時間又は面会場所の指定に関すること</u>。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 設計額 5 億円未満の工事の執行に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) 第 1 号、第 2 号、<u>第 8 号</u>及び前号に規定する以外の 1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の支出負担行為を<u>すること</u>。</p>	<p>議会議務局の職員で<u>知事の補助機関である職員</u>に併任されているものが処理すべき事務に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、議会議務局の職員で<u>知事の補助機関である職員</u>に併任されているもの（以下「併任職員」という。）が処理すべき知事の権限に属する事務（以下「事務」という。）の範囲並びにその事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議会議務局長専決事項)</p> <p>第 5 条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 1 件の評価額 7,000 万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1 件 7,000 万円以上で、かつ、2 万平方メートル<u>以上</u>のもの以外のもの）の処分に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 設計額 <u>1 億 5,000 万円以上</u> 5 億円未満の工事の執行に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること</u>。</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) 第 1 号、第 2 号、<u>第 7 号</u>及び前号に規定するもの以外の 1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の支出負担行為に関する<u>こと</u>。</p>

(14) 第4号及び第11号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(議会議務局次長専決事項)

第5条の2 併任職員が処理すべき事務について議会議務局次長である併任職員の専決できる事項は、予算の令達及び配当替えに関することとする。

(議会議務局総務課長専決事項)

第6条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局総務課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合において出納員補佐を命ずること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出の受理に関すること。

(8) [略]

(9) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること(設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。)

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 第2号、第3号、第9号、前号及び第21号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に

(14) 第4号及び第11号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(議会議務局総務課長専決事項)

第6条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局総務課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)

(2) 予算の令達及び配当替えに関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 陳情等をしようとする者の人数、面会時間又は面会場所の指定に関すること。

(9) [略]

(10) 設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の工事の執行に関すること。

(11) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 第3号、第4号、第10号、前号及び第23号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))

に係る入札及び契約を除く。) をすること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第5号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

(23) [略]

に係る入札及び契約を除く。) に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 第6号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(議会議務局総務課管理主幹専決事項)

第7条 議会議務局総務課管理主幹である併任職員は、前条の規定にかかわらず、議会議務局総務課長である併任職員の専決できる事項のうち、議会議務局長である併任職員があらかじめ指定したものを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。